平成28年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について

　平成28年度の地下水の水質常時監視で1,2-ジクロロエチレンが新たに環境基準を超えた井戸（平成28年11月7日公表済み）について、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認をするため、当該井戸周辺の事業場の有害物質使用状況調査と当該井戸及びその周辺井戸の水質調査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

１　調査日

　平成28年11月22日

２　測定項目

1,2-ジクロロエチレン並びにその親物質及び分解生成物

（塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）

３　調査結果

　当該井戸及びその周辺井戸5本について水質調査を行った結果、当該井戸で環境基準を超過しました。周辺井戸では、環境基準に適合していました。

　また、当該井戸所有者及び周辺の事業場において、テトラクロロエチレン等の過去も含めた使用状況について調査しましたが、汚染原因の推定には至っておりません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在　地 | ①中川区松ノ木町（当該井戸） | ②中川区　小塚町 | ③中川区　押元町 | 地下水の環境基準 |
| 当該井戸からの距離 | - | 北西250m | 北250m |
| 用　　　途 | 工業用水 | 工業用水 | 工業用水 |
| ストレーナーの位置 | 30-33m55-58m | 100-110m | 71-77m97-102m |
| 調　査　日 | 9月1日 | 11月22日 | 11月22日 | 11月22日 |
| 調査項目 | 塩化ビニルモノマー | <0.0002 | 0.0003 | <0.0002 | <0.0002 | 0.002以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | **0.054****（1.4倍）** | **0.046****（1.2倍）** | 0.035 | 0.017 | 0.04以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | 0.006以下 |
| トリクロロエチレン | <0.001 | <0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.01以下 |
| テトラクロロエチレン | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.01以下 |

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（　）内は、環境基準に対する倍率です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在　地 | ④中川区　押元町 | ⑤中川区　宮脇町 | ⑥中川区　的場町 | 地下水の環境基準 |
| 当該井戸からの距離 | 北東250m | 南東350m | 南西650m |
| 用　　　途 | 工業用水 | 一般飲用 | 工業用水 |
| ストレーナーの位置 | 80-100m | 133-145m | 不明 |
| 調　査　日 | 11月22日 | 11月22日 | 11月22日 |
| 調査項目 | 塩化ビニルモノマー | <0.0002 | <0.0002 | <0.0002 | 0.002以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.025 | <0.004 | <0.004 | 0.04以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | <0.0006 | <0.0006 | <0.0006 | 0.006以下 |
| トリクロロエチレン | <0.001 | <0.001 | <0.001 | 0.01以下 |
| テトラクロロエチレン | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.01以下 |

４　今後の対応

環境基準を超過している井戸の所有者に対しては、調査結果を連絡し、井戸水を飲用しないように指導しました。

環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

**＜参　考＞**

環境基準を超過した物質の毒性について

**・シス-1,2-ジクロロエチレン**

急性毒性：　高濃度の1,2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔

作用を有する。

慢性毒性：　中枢神経障害、肝機能障害を起こす。

発がん性：　情報はない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」